時事新報

支那との交際

我輩尋常人の眼を以てこれを窺ひ遂に其如何を知ること能はざるものは支那人の了見なり支那人にして若し鎖國閉居し一切他人の交際を謝絶して自から足れりとする者ならんには何様の了見を貯へ何様の擧動を爲すも敢て我輩の相關する所にあらずといへども苟くも世界の一國として遠近に國交を求むるの意なるんには今少しく文明の思想を養ひ文明の禮儀作法を習ひ文明の道を以て文明の人に交はることあらば宜しけれ否らざれば親交平和を求めて却て讎敵禍亂を招くの奇觀なきを期すべからざるなり

支那は古へより世界第一の文華國を以て自から誇り四隣を輕侮してこれと共に齒するを肯んぜず偶ま歐洲より傳播したる當代文明の主義が彼等の所謂聖人の流義と相合はざるを見てこれを嫌忌すること蛇蝎も啻ならず一切これを排斥して益聖人の道を明かにせんことを希望したりといへども文明の力は野火の如く洪水の如くにして向ふ所前なく支那の運命も孤城落日の歎を免かれざる折柄前年佛蘭西と安南東京の主權を爭ひ遂に干戈を以て相見るに及び佛國は其艦隊を支那海に廻はして沿岸所々を擾亂し支那海軍は大半とも打沈めたりといへども其軍略殊に緩漫にして短刀直入の策を用ひず曠日彌久の餘漸く支那と和親の交を回復して安南東京の主權を得たる其有様は猛虎老牛と一塊の肉を爭ひ三晝夜相挑みて未だ其勝負を見ず肉は遂に虎の所有に歸して相分れたりとはいへども牛は爾來牛視せられずして却て虎視せらるゝことありたると一般此一戰以後支那人は大に世人の敬畏を博し隨て自大の心日に益增長して日に益世に驕り其米國に對し露國に對し又英國に對する擧動の大に從前と相異なる所あるのみならず此際殊に甚だしく人目に映せしは其日本に對する擧動にして從前の温和遜錬は何時か變じて活潑倨傲と爲り其朝鮮に關する所置の如き一々日本人に不滿を與へざる者なく中に就き明治十七年の亂に關係ある彼の袁世凱氏を再び京城駐在の全權使臣に命じたる事の如きは其最も甚だしきものなり然るに支那人は此等の事のみを以て足れりと爲さず本年八月に至り水師提督丁汝昌氏をして其艦隊を率ひて長崎に來泊せしめ先士官水兵日に上陸して市街を往來せる際同月十三日の夜水兵の一人例に依りて醉狂の事あり一先づ其始末を了りたる後十五日の夜に至り數百の水兵は士官と共に市中に暴行して人命財產に大損害を加へ巡査市民等死力を盡してこれに抗し纔かに其鎭定を得たりとの事は當時長崎に於て我檢事より發したる求刑書を見ても其實を知る可し然るに此事件に關する兩國官吏の談判に支那人は言ふ可らざるを言張り求む可らざるものを求め兎角圓滑ならずして之が爲めに談判も中止するに至りたりとは我輩が前日來長崎よりの報知に聞く處にして事實果して斯くまで切迫したるや否やは固より未だ承知せざる所なれども兎に角に今回長崎事件の如き其理非曲直の在る所明々白々なるものなるに斯くも談判の長延くとは甚だ不審千萬の事にしてこれ必竟支那人が無理の故障を言ひ立て丶事の遂に爰に及びたるに相違なかるべしとするは甚だ道理に近き推察なるが如し抑も支那人が近年我日本に對する擧動の甚だ穩かならざるは種々原因の何れに在るやを知るべからずといへども我輩の觀察の適中する所を以てするに支那人は固と[illegible]を說はずして次第に世界に傳播して遂に[illegible]日本までも及ぼし來りたるを見て[illegible]に增長す民を懼みて推さざる折柄佛國との一戰に首尾よく從來の敵兵を苦しめて遂に平和を復したるは種々の事情ありて然ると得ざるものなりとは思はずして全く我力の獨り强かりしがゆゑなりと爲し佛國既に斯の如し況んや其名聲の佛國の下に出る者に於てをや今日今後敢て我中華に對して禮を盡さゞる者あらば東西遠近の別なく嚴に譴責して容赦する所なかるべし夫きに付ても彼の日本は小國の分際として妄りに歐米の開化を慕ひ或は臺灣に或は琉球に又或は朝鮮に其擧動の不遜にして我中華の面前に在ると忘れたるが如き有様あるは奇怪至極の事共なり我國近來幸にして軍備整頓との關係なく又英國の好意を得る淺しと爲さず宜しく今の時を機會として日本をして大に自ら發明する所の者ならしむべしなりとの意にて或は近年の如く意外の擧動を爲して毫も憚る色なき所以にてもならん我輩の臆測其果して事實に中ると中らざるとは固より我輩の自から判決すべきの限りにあらずといへども萬一にも事實の幾分に適中するに相違なきものなりと定まらんには我輩は更に又一步を進めて日本は是よりして漸く多事ならんことを恐るゝなり何となれば今日までの實跡に於て支那は道理に依賴して事を定むるの國柄にあらざること明白なれば既に道理を見ざる以上は水兵の醉狂もまたこを取鎭めたる者の罪となるべく誓約書も恃みと爲すに足らざるべく國と國との交際も虎狼の交際と其品位を同うするに至るべければなり支那との交際は決して油斷すべきものにあらざるなり

官報

○司法省令甲第五號

本年八月法律第一號ヲ以テ登記法創定ニ付キ明治二十年二月以後登記ヲ請フ者ハ左ノ手續ニ依ル可シ

明治十九年十二月三日　司法大臣伯爵山田顯義

第一條　登記ヲ請フ者ハ第一號書式ニ準シ登記ノ件目等ヲ記載シ實印ヲ押シタル名刺ヲ登記所ニ差出ス可シ○登記簿ノ謄本若クハ拔書又ハ登記簿ノ閲覽ヲ請フ者亦同シ○第二條　後見人ヨリ登記ヲ請フトキハ後見人タルノ證書ヲ登記所ニ差出ス可シ、代人ヲ以テ登記ヲ請フトキハ代理ノ委任狀ヲ付與シ之ヲ登記所ニ差出サシム可シ○第三條　初テ登記ヲ請フ者ハ第二號書式ニ準シ區戸長ノ證明シタル印鑑ヲ登記所ニ差出ス可シ○第四條　地所ニ付キ初テ登記ヲ請フ者ハ地券ヲ登記官ニ示ス可シ但現ニ賣入中ノ地所ニ付テハ此限ニ在ラス、船舶ニ付テハ鑑札ヲ示ス可シ但船舶ニ釘付シタルモノハ此限ニ在ラス○第五條　建物ニ付キ登記ヲ請フトキハ其圖面ヲ登記所ニ差出ス可シ、建物ノ圖面ハ敷地ノ形狀、坪數、(段別)方位及ヒ建物ノ形狀、間尺、位置等ヲ記シ登記ヲ受ク可キ建物ノ圖ハ墨引墨字ト爲シ登記外ナル建物アルトキハ其圖ハ朱引朱字ト爲ス可シ、建物ノ圖面ニハ登記法第九條第十六條第十七條第十八條第十九條ノ場合ヲ除クノ外結約者雙方之ニ署名捺印ス可シ但同第十五條第二項ノ場合ニ於テハ親屬又ハ近隣戸主之ニ連署ス可シ、地所船舶ニ付キ圖面アルトキモ亦前項ニ定メタル署名捺印者ハ連署ヲ要ス○第六條　地所ヲ分割シテ賣買讓與シ又ハ質入書入ト爲ストキハ前條ニ準シ其圖面ヲ差出ス可シ○第七條　裁判執行上ノ賣買者クハ入札ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者其登記ヲ請フトキ又ハ地所建物船舶ニ關スル差押假差押假差押假處分及地所建物ノ收益差押ニ付キ記入若クハ取消ヲ請フニハ裁判所ヨリ其命令書ヲ受ケ之ヲ登記所ニ示ス可シ、裁判言渡ニ依リ登記、變更若クハ取消ヲ請フトキモ亦前項ニ同シ○第八條　登記法第三十二條ニ依リ評價ヲ要スルトキハ登記所ノ命令ニ從ヒ登記料ヲ納ムル者ヨリ評價費用ノ見積金額ヲ豫納ス可シ○第九條　登記簿ノ謄ヲ請フ者ハ第三號書式ニ準シ物件等ヲ記載セル願書ヲ登記所ニ差出ス可シ○第十條　登記ヲ受ケタル物件ノ全部若クハ一部毀損燒失流亡等ニ依リ消滅シタルトキハ其物件ノ所有者ヨリ登記ヲ爲シタル登記所ニ書面ヲ以テ其旨ヲ屆出ツ可シ但シ其物件質入書入又ハ差押差留等ニ係ルトキハ債主又ハ差押差留等ノ權利者ノ連印ヲ要ス、地目變換ノ場合ニ於テモ亦前項ノ例ニ準シ屆出ヲ爲ス可シ○第十一條　船舶ノ定繫所ヲ更改シタルトキハ原登記所ヨリ登記簿ノ謄本ヲ受ケ之ヲ轉入地ノ登記所ニ差出シ其登記ヲ請フ可シ、同一ノ登記所ニ屬スル町村ニ轉入シタル場合ニ於テハ其登記所ニ登記ノ變更ヲ請フ可シ(書式略ス)

○司法省訓令第三十一號

裁判所　府　縣

登記法第三條ニ基キ登記事務ハ治安裁判所判事及ヒ登記所々在ノ郡役所戸長役場ノ郡長戸長ヲシテ之ヲ取扱ハシム但治安裁判所書記郡書記及戸長役場吏員ハ判事郡長戸長ノ命ヲ受ケ事務ノ補助ヲ爲スコトヲ得

明治十九年十二月三日　司法大臣伯爵山田顯義

○司法省訓令第三十二號

裁判所　登記所

本年法律第一號ヲ以テ登記法創定ニ付登記法取扱規則左ノ通之ヲ定ム

明治十九年十二月三日　司法大臣伯爵山田顯義

登記法取扱規則

第一章　登記所印章及ヒ登記簿

第一條　登記所ハ轄官ヲ以テ其署名ヲ刻シタル印章大小二顆ヲ調製シ其印影ヲ管轄始審裁判所ニ屆ケ置ク可シ○第二條　登記簿ハ地所建物船舶ヲ分チ別冊ト爲ス可シ、登記簿ハ前項ノ外町村毎ニ冊ヲ分テ之ヲ設ク可シ但事件寡少ナル町村ニ付テハ數町村ヲ合セ一冊ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各町村毎ニ見出ヲ付ス可シ○第三條　登記簿ハ一用紙毎ニ登記物件ノ番號ヲ付シ且一用紙ヲ表題(登記簿用紙中物件ノ欄ヲ設ケタル所ヲ云フ以下倣之)及ヒ甲乙丙ノ三區ニ分チ仍ホ其表題及ヒ各區ヲ數欄ニ分ツモノトス、其表題ハ登記法第七條ノ一二三四ニ揭ケタル項目ヲ登記スルノ所トス、其甲區ハ所有權ノ得有即チ賣買讓與等ヲ登記スルノ所トス、其乙區ハ抵當即チ質入書入ヲ登記スルノ所トス、其丙區ハ執行上ノ抵當即チ登記法第九條ニ記載シタル諸件ヲ記入スルノ所トス○第四條　登記簿ハ登記所ノ請求ニ因リ始審裁判所長之ヲ渡ス者トス、登記所ハ凡一年間用フヘキ登記簿ノ冊數及ヒ各冊ノ枚數ヲ見積リ豫メ前項ノ請求ヲ爲ス可シ○第五條　登記簿ハ始審裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裡面ニ記載シ之ニ氏名ヲ署シ官印ヲ捺シ且每葉ニ契印ス可シ○第六條　町村ノ分合アリタル場合ニ於テハ登記所ハ其旨ヲ始審裁判所長ニ申告シ更ニ分合セシ町村ニ對スル登記簿ノ下付ヲ受クベシ、前項ノ場合ニ於テ從前ノ登記簿其他之ニ屬スル帳簿ハ現狀ノ儘之ヲ保存シ已ニ登記シアル事件ノ變更取消ハ其登記簿ニ記スル可シ

第二章　登記手續

○第七條　登記所ニ於テハ受付帳ヲ製シ置キ登記ノ出願若クハ請求等ノ順序ニ從ヒ之ニ其受付事件ヲ記載シ番號ヲ付ス可シ○第八條　登記官ハ受付番號ノ順次ニ從ヒ願人ヲ取調ヘ又ハ請求書等ヲ審査シ且登記簿ニ就キ本人ノ所有物件ナルコトヲ確認シ仍ホ質入書入又ハ差押差留等ノ記入ノ有無ヲ閱查シ若シ是等ノ登記アルトキハ之ヲ本人ニ示シタル上登記ノ手續ヲ爲ス可シ、登記官ハ登記ヲ爲ス前本人ノ印影ヲ檢シ區戸長ノ證明アル印鑑ト符合スルニ非レハ登記ヲ爲ス可カラス○第九條　登記簿ニ未タ登記セサル地所建物船舶ニ付キ初メテ登記ヲ爲ス場合ニ於テ治安裁判所及ヒ郡役所ニアル登記所ハ地券鑑札及ヒ所管ノ公簿並ニ登記法第四十條ニ記載スル證書ニ依リ戸長役場ニアル登記所ハ地券鑑札及ヒ所管ノ公簿並ニ登記法第四十條ニ記載スル證書ニ依リ其ノ戸長役場ノ公簿若クハ登記法第四十條ニ記載スル證書ニ依リ物件ノ所有者ヲ確認シ其物件ニ故障ナキニ於テハ先ツ登記簿表題ノ部ニ其物件ヲ記載シ所有者ヲシテ之ニ記印セシメタル上各區ニ登記ノ手續ヲ爲ス可シ○第十條　抵當ヲ登記スル場合ニ於テ未タ物件及ヒ所有者ノ登記アラサルトキハ前條ノ手續ヲ爲シタル上甲區中ニ登記事由ノ欄內ニ書入若クハ質入ノ登記出願ニ付キ何々ノ證書(地券、鑑札及ヒ登記法第四十條ニ記載セシ證書ヲ云フ)及ヒ何々ノ公簿(前條ノ公簿ヲ云フ)ニ依リ記載セシ旨ヲ記シ負債者即チ物件ノ所有者ヲシテ所有者ノ欄內ニ署名捺印セシメタル上乙區中ニ出願事件ノ登記ヲ爲ス可シ、執行上ノ抵當ヲ記入スル場合ニ於テ未タ所有者ノ登記アラサルトキハ登記官ニ於テ前條及ヒ本條前項ノ手續ヲ爲シ物件及ヒ所有者ノ氏名ヲ記載シ其ノ側ニ認印シタル上丙區中ニ命令事件ノ記入ヲ爲ス可シ但後日其ノ物件ニ關シ所有者ヨリ他ノ登記ヲ出願シタルトキハ所有者ヲシテ物件ニ認印シ及ヒ其氏名ノ下ニ捺印セシム可シ○第十一條　登記物件ノ番號ハ初メテ其物件ヲ記載スル順若クハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ付スルモノトス但其番號ハ町村毎ニ之ヲ區別シ仍ホ地所建物船舶ヲ區別シテ之ヲ付ス可シ同時ニ登記ヲ求メ且ツ同一ノ所有者ニ屬スル同種類ノ物件ハ同町村內ニ在リテ且ツ會錄ノ爲メ混雜ヲ生スルノ恐ナキニ於テハ之ヲ同番號中ニ記載スルヲ得但其物件多數ニシテ同番號中ニ記載スル能ハサルトキハ所有者ノ意見ヲ聽キ便宜分割シテ之ヲ次ノ番號中ニ記載スルコトヲ得

(以下次號)

○大藏省告示第百十五號

一金一萬圓　新公債元金、一金一萬圓　六年發行金札引換公債元金、一金一萬圓　七年發行同上、一金一萬圓　十三年發行同上、一金一萬圓　十四年發行同上、一金一萬圓　十五年發行同上、一金一萬圓　十六年發行同上

右金額十九年度豫計限算ニ據リ償還ノ爲メ來ル明治二十年一月中抽籤執行ス

明治十九年十二月三日　大藏大臣伯爵松方正義

○軍艦發着　[illegible]は昨二日[illegible]に向ひ[illegible]を出艦せり

(以上本年十二月三日官報)

雜報

○米國內地巡遊日
十月十七日　今朝
らんとは思へども
て進行す然るに昨
重き荷物と脊負ふ
田曰く酒にて体と
し所の麥酒店に到
飲み醉に乘じて進
め頭痛一層甚しく
勞と減したり然れ
い鳥ひ遂に四英里
-wood)に達す市街
るべきうと商家に
向ふの路にして右
と答ふ進むみと半
も進むと能はず今
て再び發せんと依
一隅と借りテント
保田は常ありテント
集し之に所持する
を食す甚好味あり
たるを以て濕氣
風邪の爲に終夜安
ーウードはサンリ
百餘戶、半は商、半
十月十八日　此日
を見合すに左れど食
の周圍は悉く林檎
に快を覺へたり午
ウード市街に到り
を需む是を全く余
くならず困難大方
してなり此夜食す
ひ來りて食す此日
あし
十月十九日　三宅
旅具を車に移して進
以て之を乘て丶出
廣濶なるを望見し
互ゐ快談して鵝ミ
緖中にて砂石を整
處の旅具を補獲す
諸種の器具を借り
たり行くと二英里
銃を取り一發と試
す僧步すると五英
傍の農家に到りて
張るべき場所を借
樹群立して歸去來
到り家一群我テン
に此場所は從來家
の返却を促したる
十月二十日　六時
街なり戶數僅十餘
間千八百八十五年
て釣り餘程堅固れ
時に際しては滿水
二英里路傍一丁餘
實を取るあり行て
夫四人居たるも悉
ば更に英語を解せ
到り麵包を求む此
の麵包を與へて田
人に交て困難の樣
て敢て代を受けず
去て傍の車上に午
とば車を引きたる
田一發を試み小鳥
シナン(Mission)
凡百五十戶へ一ウ
除くの外は悉く農
見て一齋と願まる

借家